

2024/12/27の遵守項目改定の背景とその後の動き

2025年5月1日

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

届出公表制度の現状

1. 紹介事業者届出公表制度の現状

(1) 制度目的

入居検討者やその家族、ケアマネジャーや医療機関にとって、高齢者向け住まいの相談先の参考となるよう、高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者）の一覧を公表するとともに、紹介事業者の相談・紹介の質を高めることを目的とします。

(2) 運営内容

紹介事業者は、高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）へ、所定の項目について届出（毎年更新）をします。届出事項に変更があった場合には、変更事項を通知します。高住連は、届出があった紹介事業者を公表するとともに、構成団体、その会員および厚生労働省に報告します。なお、所定の遵守項目が履行されない場合、または届出項目に虚偽が判明した場合、高住連は公表を取り消す場合があります。

(3) 届出数の推移

2021年度 更新状況 233法人
2022年度 更新状況 285法人
2023年度 更新状況 386法人（更新案内：385件（内更新：338件、非更新：47件）、新規届出：48件）
2024年度 更新状況 501法人（更新案内：529件（内更新：486件、非更新：43件）、新規届出：15件）
2025年4月1日時点 625法人

(4) 高齢者向け住まい紹介事業者のための基礎講座（eラーニング）受講者数

	紹介事業者 (単位:名(社))	介護事業者・その他 (単位:名(社))	受講者数計 (単位:名)
延べ受講者数(法人数)	913(309)	151(112)	1,064

2025/4/1時点届出相談員総数 3,130名(紹介事業者受講者数割合は約29.2%)

1. 紹介事業者届出公表制度の現状

(5) ホーム運営事業者との入居者斡旋契約に関する留意事項

題記留意点等について、届出いただいている皆様へ、メールしています(4/22)。届いていない場合は、高住連事務局まで、法人名と届出番号を連絡のうえ送付依頼ください。

高齢者住まい事業者団体連合会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

介護事業者と紹介事業者との間で締結される斡旋契約における留意事項について (2024年11月版)

1. 題記を取りまとめることとなった経緯 (本書の位置づけ)

- 大手の介護事業者が斡旋契約を締結する場合、介護事業者側が用意した契約書のひな型を利用しているケースが多い。
- 契約書の内容や書式は、ひな形を準備する事業者によって異なる。
- 本社部門を持つ介護事業者は、紹介事業者に提示するひな形作成時に社内でリーガルチェックを行っているものと想定される。
- 一方で、本社部門を持たない介護事業者は、紹介事業者とのトラブルが起こりやすい傾向にあるものと想定される。
- よって、業界団体から、斡旋契約締結時のポイントや補足的な事例を提示することで、両者間でトラブルになる可能性が高い事項を事前に注意喚起していくものとする。
- 本書は介護事業者の入居促進ご担当者様および紹介事業者における介護事業者窓口に関わる業務ご担当者様の参考資料としてご活用ください。

2. 紹介手数料の金額設定等において両者で完全合意できていないケース

(1) 手数料の計算ルールに関するもの

- ① 同じ居室で払込方法が違う場合
同じ居室でも前払い金適用の有無で手数料が大きく異なる。特に前払い金適用の場合、手数料が高額となるケース。
- ② 前払金が分割払いとなる場合
前払金が分割払いの時に、両者で解釈が合意形成されていないケース (例: 契約では「入居にかかる費用の3%が手数料」と記載され、実際には入居一時金が長期にわたり3分割となるケース等)。
- ③ 短期解約時
短期解約時における手数料の戻し入れルールが不明瞭なため、事案発生時に両者で折り合いがつかないケース。
- ④ 入居お祝い金が設定されている場合の短期解約時の戻し入れ
入居時に紹介事業者からご入居者に「お祝い金」が支払われている場合、短期解約時の戻し入れ額から「お祝い金」が相殺される認識がないまま契約が締結されているケース。

紹介斡旋契約「ひな形」のポイント

- 両者での手数料額の取り決め方法が不明瞭で、特に手数料を支払う側となる介護事業者側で納得感が得られていないケースが多い。
- 事例に基づく「ひな形」制作のポイントは以下の通り。

1

4. 各条項の条文サンプル

条文サンプル	明確にすべき事項
<p>(以下「甲」という)と_____</p> <p>(以下「乙」という)は、甲の運営する高齢者向け施設にかかわる入居者紹介に関し、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、ホームと入居者のベストマッチを目指し、次の通り契約を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 乙は甲に対し、甲の運営する有料老人ホーム (以下施設という) の入居希望者 (以下顧客という) があつた場合、甲の担当者に紹介する機会を設ける。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第2条 甲は入居に必要な情報を乙に提供し、乙は顧客に施設の資料提供や見学のサポートを行い、甲に施設の顧客を紹介する。紹介にあたっては、甲乙協議の上決定した書式 (以下「紹介状」という) により甲に連絡するものとする。</p> <p>(1) 「紹介状」には、情報発信日、紹介事業者名、紹介事業者担当者氏名、紹介事業者連絡先、入居検討者氏名、入居検討者連絡先、相談者氏名、相談者連絡先、個人情報の提供に関する同意、紹介行為に関する同意等を明記することとする。</p> <p>(2) 乙が甲に発行する「紹介状」の有効期間は発行日より1年間とし、有効期間経過後に顧客が甲の施設に連絡をとる場合には、乙は甲に対し新たに有効な「紹介状」を発行することで、本件の入居者紹介とすることができる。</p> <p>(3) 乙が甲に紹介した顧客が「紹介状」の有効期間経過後、新たに有効な「紹介状」無く甲の施設に連絡を取った場合は、本件の入居者紹介と見なさない。</p> <p>2. 甲が乙から紹介された顧客を受け入れることができない場合は、甲は乙にその旨を速やかに報告する。</p> <p>3. 甲は乙が消費者向けに情報発信するための情報提供を適時適切に行い、乙は受領した情報を適時適切に発信および更新する。</p>	<p>3(1)①契約の目的ならびに介護事業者および紹介事業者の役割</p> <p>3(1)③顧客情報の受け渡し方法の明確化</p> <p>3(1)④「紹介状」にて受け渡す項目</p> <p>3(2)②a) 紹介情報の有効期間 (一般的に3か月 or 6か月 or 1年間。自立型ホームはもう少し長めの期間設定も考えられる)</p> <p>2(2)②のケースへの対応</p> <p>3(1)①業務の役割分担として明文化、および2(5)③のケースへの対応</p>

6

2. HPの改定（届出紹介事業者検索 <https://koujuren.jp/>）



届出紹介事業者検索

LIST SEARCH

事業所の所在地

--- ▾ 市町村

●●市、▲▲区等を入力してください。当該地区に事業所を持つ法人が一覧表示されます。直接相談する事業所をお探しの場合は、相談方法の「対面」にチェックを入れ、住所を入力すると該当の地域に事業所がある法人が一覧表示されます。

入居希望都道府県

検討地1 --- ▾ 検討地2 --- ▾ 検討地3 --- ▾

当該都道府県のホームを紹介可能な法人が一覧表示されます。

相談方法

対面 WEB 電話

キーワード検索

法人・拠点の名称や地区等を入力してください。当該キーワードを有する法人が一覧表示されます。

Q 検索

× クリア

紹介事業者の所在地での検索

入居希望土地での検索

商号等にてフリーワード検索

法人名	商号	法人住所	相談員数（名）	基礎講座受講完了者数（名）	相談員数に対する受講割合（%）
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

2. HPの改定（届出情報の表示）

株式会社ソナエル (ソナエル)

届出公表番号	20-0001
代表者	代表取締役 笹川 泰宏
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂3-4-3 赤坂ゲイトウェイビル8階・7階・6階
電話番号	0120654246
FAX番号	0335850245
相談員数	81（基礎講座受講完了者数：98人/121人）
ホームページ	https://www.sonaeru.co.jp/
紹介事業開始日	2008/10/10
契約法人数	1600
契約ホーム数	9900
紹介可能都道府県	北海道 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
備考	弊社相談員は介護・福祉系の国家資格を取得した介護現場での仕事を経験したメンバーが多く、日頃より徹底した教育研修やフォローアップを行う事で、お一人お一人のご相談に対して、担当窓口の相談員以外にも様々な知見を持った相談員同士が意見を交わしながら、ご相談者様に寄り添った対面でのご相談を行っております。関東地域を中心に対応しておりますが、それ以外の地域につきましても、全国の紹介事業者とアライアンスを結び、独自のネットワークを作り、北海道～九州・沖縄エリアまで可能な限り対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

相談員数および基礎講座受講割合（本部スタッフ受講含む）を25年4月から表示

東京ロイヤル株式会社 (ロイヤル入居相談室)

届出公表番号	20-0002
代表者	代表取締役 木島 寛
住所	〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-1 O-GUARD新宿10階
電話番号	0333712111
FAX番号	0333712110
相談員数	31（基礎講座受講完了者数：67人/216%）
ホームページ	https://r-guide.jp/
紹介事業開始日	2011/9/7
提携法人数	601
提携ホーム数	3843
紹介可能都道府県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
備考	

提携法人数

提携ホーム数

紹介可能エリア

下記は、この法人が運営する相談所一覧となります。

名称	住所/電話番号	相談方法
ソナエル水戸相談室	〒310-0803 茨城県水戸市城南1-6-10 越川ビル403号室 TEL：0120654246	対面 電話
ソナエルさいたま相談室	〒220-0011 埼玉県さいたま市南区南浦和2-38-6 草野ビル302号室 TEL：0120654246	対面 電話
ソナエル船橋相談室	〒273-0032 千葉県船橋市葛飾町2-384-3 矢島第一ビル202号室 TEL：0120654246	対面 電話
ソナエル池袋相談室	〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-21-18	対面 電話

下記は、この法人が運営する相談所一覧となります。

名称	住所/電話番号	相談方法
新宿本店		対面 WEB 電話
多摩丘の上プラザ店	〒206-0033 東京都多摩市落合1-44 丘の上プラザ4階 TEL：0423391817	対面 WEB 電話
世田谷二子玉川ライズ店	〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-15-6 二子玉川ライズプラザモール2階 TEL：0337092111	対面 WEB 電話
池袋東武店	〒171-8512 東京都豊島区西池袋1-1-2 5 東武百貨店 池袋店 6F 2番地 TEL：0359561811	対面 WEB 電話

拠点ごとに可能な相談方法を表示

2. HPの改定（マイページ機能のリリース）

マイページ画面から新規届出、届出内容の変更が可能。

4月初めに、初期設定のIDとパスワードをご案内しています。

- 初期ID(メールアドレス)は、
⇒届出担当者のメールアドレス
- パスワードは、
⇒[test]+[届出電話番号の下4桁]

未確認の方は、アクセスをお願いいたします。



高住連とは



お知らせ

届出紹介事業者専用 ログイン画面

LOGIN

新規登録をご希望の方

届出紹介事業者に新規登録をご希望の方は下記より新規登録をお願いします。

届出紹介事業者
新規登録はこちら →

ログインIDをお持ちの方

登録時のメールアドレス・パスワードをご入力ください。

メールアドレス：

例：email@example.com

パスワード：

....

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

→ ログイン

3. 2025年度のeラーニングのご案内

以下内容のメールを届出紹介事業者の皆様へご案内

2025年度第1回「高齢者向け住まい紹介事業者のための基礎講座」の申込受付を本日4/21（月）から開始いたしました。

1. 開講期間 : 5/1（木）～6/30（月）
2. 申込期間 : 4/21（月）～6/6（金）
3. 受講対象者 : 本講座未受講の方（本講座は、2022・2023・2024年度と同様の内容です。）
4. 受講時間 : 約2時間（開講期間中は、何度でも受講可能）
5. 申込先 : 日福大リカレントLMS：申込フォーム（learning-ware.jp）

6. 受講の状況

- これまでに紹介事業者、介護事業者の相談員の方を中心に約1000名の方に受講いただきました。
- 多くの法人様で受講されている一方で、多くの相談員が未受講である、誰も受講していない法人様が多くおられるのが現状です。
- 国の老健事業として、消費者保護を図るべく相談の質の向上※を目指しスタートしており、いまいちど本講座の趣旨を振り返り受講の検討をお願いいたします。
※業法がない状況ですが、国としても相談の質の向上は必要であるとの判断

7. 2025年4月高住連HP改定

基礎講座の内容は業界として普遍的な内容を体系的に網羅した講座となっており、地域や消費者に向けて相談員として最低限の知識を有しているエビデンスとなることから、高住連HP紹介事業者検索ページでは、基礎講座受講完了者数・受講率を2025年4月より、開示しております。今回の案内を機に積極的な受講を何卒お願い致します。

高住連HP基礎講座案内記事

https://koujuren.jp/news_detail.php?c=2&id=43

基礎講座について紹介動画を作成しております。

以下のリンクからご視聴いただけます。

https://youtu.be/oyrrMTE2TfA?si=_J_hTunrhI5ykmjr

何が行われたか？

2024/12/27の遵守項目改定

1. 届出時の行動指針（遵守項目）改定ポイント、サマリー（詳細は次頁以降へ）

（1）手数料設定に関する事項

- ① 手数料の金額の定めにあたっては、家賃・管理費等の自費部分に応じた平均的な紹介手数料から大幅に上振れした金額設定を行わない。
- ② 特に、社会保障費に応じた金額設定「具体的には要介護や要支援、またはがん末期や別表7などの社会保障給付費をあてにしたとみなされる金額設定」は厳に慎むものとする。

（2）倫理に反する行為の例示

- ① 入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料設定。
- ② 成約後のお祝い金やキャッシュバック等の名目による顧客誘導。
- ③ ソーシャルワーカー等に対するリベート（紹介料等）の支払い。

（3）違反検出時の対応

届出遵守項目の違反を高住連が把握した場合、運営の見直しについて依頼を受けること、そして、運営の見直しに応じられない場合には、届出事業者のリストから削除されることに同意。

2. 届出時の行動指針（遵守項目）の改定の内容（その1）

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目（届出日が2024年12月まで）

- 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨（すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと）を説明します。
- 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、紹介手数料の支払いルール（紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い）を明確にします。
- 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、個人情報保護の取組みを行います。
- 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努めます。

行動指針

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指します。

遵守項目（届出日が2025年1月以降）

1. 私たちは、入居検討者に、原則各々の紹介事業者が個別に提携している、高齢者向け住まいを紹介していること（すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと）を説明します。
2. 私たちは、高齢者向け住まいと協議し、斡旋契約締結の際には紹介手数料に関して次のルールを明確にします。
(1) 手数料の金額の定め（金額の定めにあたっては、家賃・管理費等の自費部分に応じた平均的な紹介手数料から大幅に上振れした金額設定を行わない。特に、社会保障費に応じた金額設定《具体的には要介護や要支援、またはがん末期や別表7※などの社会保障給付費をあてにしたとみなされる金額設定》は厳に慎むものとする。）
※ 厚生労働大臣が定める特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等
(2) 手数料を受取る権利発生タイミングの定め
(3) 紹介案件の有効期間の定め
(4) 短期契約終了時の返金手数料の定め
(5) 複数の紹介事業者からの紹介重複時の取扱いの定め
3. 私たちは、プライバシーポリシー（個人情報保護の基本方針）を公表し、お客様、取引先様、その他関係者様の個人情報を適正に取扱います。
4. 私たちは、お客様から寄せられた声を真摯に受け止め、誠実・迅速・適切な対応を行います。また、お客さまからの不満足の表明（苦情）が発生した場合に、その解決に努めます。

2. 届出時の行動指針（遵守項目）の改定の内容（その2）

- 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守します。
- 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明します。

5. 私たちは、届出した紹介事業者に配付されるコンプライアンスマニュアルを参照し、法令遵守に加え、企業倫理や社会的良識、社会規範、モラルを遵守します。
 - (1) 以下法令違反となる可能性の例示
 - ① 刑法
 - a) 同業他社等の誹謗や中傷を行うことで自社の契約を有利にすすめる、等
 - ② 消費者契約法
 - a) 消費者に、故意又は重過失により不利益事項を告げない、重要事項において事実と異なることを告げる
 - b) 必要以上に不安をあおり契約を迫る、威迫する言葉を交えた勧誘、等
 - ③ 景品表示法
 - a) 一般消費者による合理的な選択を阻害する表現（業界No1、全国No1、すべてのホームを紹介、あるいは、高い利益を得ることができると誤認させる表示、等）
 - b) 一般消費者にサービス等が実際よりも有利、優良であるといった誤解を招く恐れがある表現の使用、等
 - ④ 個人情報保護法
 - a) 個人情報の取得、取扱いについて法令により本人の同意が必要であるのに同意を得ずに個人情報を使用する、等
 - (2) 倫理に反する行為の例示
福祉サービスの公平性・中立性や透明性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような紹介手数料の設定（たとえば、成約後のお祝い金やキャッシュバック等の名目による顧客誘導、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料設定、ソーシャルワーカー等に対するリベート（紹介料等）の支払い等）。
6. 私たちは、反社会的勢力でないことおよび反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明します。
7. 届出遵守項目の違反を高住連が把握した場合、運営の見直しについて依頼を受けること、そして、運営の見直しに応じられない場合には、届出事業者のリストから削除されることに同意します。

3. 高齢者支援課長通知（老高発1108第1号）

厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 （老高発1108第1号）

「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」における行動指針の見直しとその遵守の徹底について

令和6年11月8日
老高発1108第1号

公益社団法人	全国有料老人ホーム協会	理事長
一般社団法人	全国介護付きホーム協会	代表理事 殿
一般社団法人	高齢者住宅協会	会長

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」における
行動指針の見直しとその遵守の徹底について

今般、一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合には、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの紹介事業者（以下「入居者紹介事業者」という。）に1人当たり最高150万円の高額な紹介手数料を払っていることが報道により明らかになりました。

本事案のように相場から大幅に乖離した手数料を請求した事例については、貴会で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が創設した「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」にて定めた行動指針上の取扱いが明確ではないことから、行動指針の見直しを年内を目途に速やかに行っていただくとともに、届出事業者が行動指針を遵守することを徹底していただくよう、要請いたします。

見直しにあたっては、公平性・中立性を損ね、社会保障費の不適切な費消を助長するような紹介手数料が設定されることがないよう、例えば高齢者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて紹介手数料を設定してはならないなど、遵守すべき内容を明確化していただくようお願いいたします。その上で、貴会において把握している全ての入居者紹介事業者に届出を行い、行動指針を遵守するよう働きかけていただくようお願いいたします。

また、各会員ホームに対して、高額な紹介手数料と引き換えに、優先的な利用者の紹介を求めるといったことがないよう、徹底の要請を行っていただくようお願いいたします。

4. 老健局長通知（老発1206第2号）

厚生労働省老健局長通知（老発1206第2号）

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

① 通知本文の「4 主要な改正点」に以下「(4)」を追加

(4) 一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

② 有料老人ホーム設置運営標準指導指針の「12 契約内容等」(6) 入居者募集等」に以下「三」を追加

三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。



イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、**社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。**また、**上記のような手数料の設定に応じないこと。**また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する**高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」**に届出を行い、**行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。**



5. 各通知と事業者における実務との関連（要請の流れ）

- 紹介事業者に対して、高住連が紹介事業者届出公表制度の行動指針（遵守項目）を改定。
- ホーム運営事業者に対して、自治体が厚労省通知(老発1206第2)を踏まえ有料老人ホーム設置運営指導指針を改定。

(1) 高齢者支援課長通知（老高発1108第1号）

- 高住連が運営する届出公表制度の行動指針の見直し、および紹介事業者による徹底を要請

(2) 老健局長通知（老発1206第2号）

- 社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと
- 3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましい

有老協、介ホ協、高住協

高住連（3団体連合会）

紹介事業者

行動指針

届出

届出公表制度

③ 全国自治体（設置運営指導指針）

介護事業者

紹介契約

6. 遵守項目改定に対するホーム運営事業者から想定されるQ & A

Q1 要介護・要支援別の手数料設定はNGに見えるが
そうなのか。

⇒ 自費部分に照らし合わせた平均的な手数料額から大幅に上振れしていなければよい。平均的な手数料から要介護等で差を設ける場合は、営業活動にかかる工数・手間賃の差であると理解している。

Q2 キャンペーンは禁止されるのか。

⇒ 禁止していない、かつ指針や遵守項目でも触れていない。キャンペーンで手数料が高額になるケースは、営業の活動量を一時的に増やす行為と理解しており、顧客のマッチングを無視して、特定のホームに引き込む行為であってはならない。
ただし、キャンペーン等をきっかけに、顧客のニーズを無視したような営業活動が横行した場合には、今後、ルール作りが行われる可能性は十分に考えられる。

Q3 前払いホームで手数料が高額になることは禁止されるのか。

⇒ 禁止していない、かつ指針や遵守項目でも触れていない。ただし、自費部分に応じた金額設定として社会通念上許容される金額である必要がある。

その理由として、私たちは社会保障を活用したフィールドで事業を展開しており、場合によっては、国や行政等に報酬の増を訴える場面もある。

そのような背景において、社会通念上許容されないと誤解を受けるような金額設定は慎むべきであると思料する。

Q4 お祝い金設定は正当な商行為である、
なぜ禁止にするのか。

⇒ 紹介事業は相談の質によって消費者に選ばれることで健全な競争環境となる。また、一部フィーの二重払いが発生している状況も看過できない。

一般的にも業法が存在する業界では、職業紹介（福祉分野）、通信業界、保険等、商品やサービスの質以外での競争によって取引がゆがめられる可能性に対して規制がかけられてきた。

職業紹介であればお祝い金規制等、通信業界では端末割引規制等、が挙げられる。

入居紹介においても同様に、公金で事業を行う立場として自ら健全な競争環境を作っていく必要があると判断したもの。

なぜ改定されたのか、何があったのか？

配信ニュース（何があったのか？）

老人ホーム、業者への紹介料高騰 難病100万円超、悪質なケースも一施設の多さ背景・関西
(2025年01月27日時事通信)

関西地方の有料老人ホームに入居者を紹介する業者への手数料の相場が高騰している。
1人当たり100万円超が施設側から業者に支払われたケースがあるほか、紹介料目当てに、入居者が施設を移動せざるを得なかった疑いがある悪質なケースも新たに発覚した。業界関係者は「要介護度や難病の有無で値段を細分化しており、まるで**人身売買のようだ**」と批判する・・・

難病患者の紹介に150万円 老人ホームが支払い、平均の6倍 (2024年11月04日 共同通信)

パーキンソン病など難病や末期がんの高齢者を対象にした有料老人ホームの一部が、入居者が難病などの場合には、老人ホーム紹介会社に1人当たり最高150万円を支払っていることが4日、分かった。平均の約6倍に当たる。共同通信が老人ホーム関係者から証言を得て、**契約関連の文書も入手した**・・・

「紹介してくれたら150万円」老人ホームが入居してほしい高齢者とは 過剰な訪問看護で得た診療報酬が原資に…医療費が流出している？ (2024年11月20日 共同通信)

「いや、参りました。東京ではこんなことはない。大阪は異常だ」複数の地域で有料老人ホームを運営する会社の社長、梅沢浩平さん（仮名）はため息をついた。

大阪府内のホームの入居者について、**紹介会社から100万～150万円の料金を提案された**のだという。厚生労働省の2020年度調査では、紹介料の全国平均は1人約23万円だった。150万円となると、6倍強だ。

この紹介会社が同社に「他社の事例」として示した文書には「別表7、8に該当する入居者」との文言がある。これはどういう意味なのか・・・

2025年2月18日衆議院予算委員会での質疑（何があったのか？）

- 老人ホーム等の高齢者施設に入居者を紹介する紹介業者の「紹介料」をテーマに質問
⇒ 医療必要度や要介護度に応じて設定される紹介料は「不適切である」という答弁
- 「紹介料の上限規制が必要である」旨を指摘
⇒ 福岡厚生労働大臣からは「さらなる対応を検討する」旨の答弁

日本維新の会 梅村さとし議員が加藤財務大臣、福岡厚生労働大臣へ質問



【社会保険料を下げる改革】何故社会保険料は増え続けているのか？中長期的ベッドコントロールで医療費適正化、高額な紹介料が横行する老人ホームビジネスへの対応等

YouTube動画URL：<https://youtu.be/pbPKJiNP8ZU?feature=shared>

人身売買と称されてしまった部分（なぜ改定されたのか？）

1. 国民の税金を使って「人の紹介に報酬が支払われている」構図

- ご入居者の支援に支払われるであろう公金（介護給付費、診療報酬）を強くあてにした紹介料の設定は、**ご入居者やそのご家族が知りえないところで、その方の属性に紐づいた値段が付けられている点**が、先般の報道にて人身売買と揶揄されている。
- ご入居者の「人権・意志」が軽視され利益優先の紹介が行われる場合、本人の意志や生活の質（QOL）は二の次になる。紹介会社→ホーム→報酬というビジネスの流れの中で、「本人のため」という観点が希薄化。「ご入居者の人生が商売に組み込まれている」構造に、人身売買を連想させる不快感が生まれる。
 - ✓ 高齢者は“歩く点数表”に過ぎないのか
 - ✓ 介護の名の下に、高齢者の尊厳が商品化されている
 - ✓ 紹介手数料の原資は、国民が支えた社会保障費だ

2. 入居紹介のもともとはじまりは家賃・管理費等、月額我自費に連動した手数料設定

- 入居紹介事業はもともと、ホーム運営事業における入居営業の業務委託。
- 広告費や営業担当要員の工数に相当分が紹介手数料として設定されるべき。
- そして、**紹介手数料は、社会保障費に紐づいたものではなく、自費部分に連動したものとなるべき。**
- よって、紹介事業者の皆様におかれては、上記1の流れに便乗した営業活動は慎んでいただきたい。

行動指針(遵守項目)改定における 倫理に反する行為の例示

入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じた手数料設定

<説明>

- ① 行動指針における手数料の定めでは、
自費部分（家賃、管理費等）に照らし合わせた平均的な手数料額（社会通念上許容される金額）から大幅に上振れしており、特に、社会保障費に応じた金額設定《具体的には要介護や要支援、またはがん末期や別表7などの社会保障給付費を、強くあてにしたとみなされる金額設定》は厳に慎むものとする、
としている。
- ② 手数料設定は、営業活動にかかる工数・手間賃の差であると説明できるロジックが必要。

成約後のお祝い金やキャッシュバック等の名目による顧客誘導

<説明>

- ① 紹介事業は相談の質によって消費者に選ばれることで健全な競争環境となる。また、一部フィーの二重払いが発生しうる状況も看過できない。
- ② 成約お祝い金があることで、短期的な金銭的利益を優先してしまい、顧客が本来選ぶべきでないサービスを選んでしまう可能性がある。
- ③ 実務的には諸般の事情がありスキームとして展開していると想定されるが、公金を負担している国民目線に立った時に、お金で顧客を釣り上げる行為と見做される、相談の質以外の部分で競争が起きてしまう可能性がある。
- ④ 業法が存在する業界では、職業紹介（福祉分野）、通信業界等、商品やサービスの質以外での競争によって取引がゆがめられる可能性に対して規制がかけられてきた。職業紹介であればお祝い金規制等、通信業界では端末割引規制等が挙げられる。
- ⑤ 私たちは公金を扱う業界であり自らを律する目的から、健全な競争環境を作っていく必要があると判断したものの。

ソーシャルワーカー等に対するリベート（紹介料等）の支払い

- ① ソーシャルワーカーやケアマネージャーへのリベートの支払いは、法律違反・職業倫理違反・競争法違反・信頼の失墜など、さまざまな問題を引き起こす可能性がある。
- ② 特にケアマネージャーへのリベート支払は介護保険法上も禁止されている。
- ③ これらの行為に加担することは、医療福祉分野での公平性、中立性を損なうことにつながり、業界の信頼を大きく失墜させることになる。
- ④ なお、保険診療における紹介料支払は「保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）による定め」から禁止されている。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の四の二

2 保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。（平二四厚労令二六・追加、平二六厚労令一七・一部改正）

私たちは商売をするうえで
どういった目線が必要か？

介護(福祉)関連事業に携わる者としての目線
(この目線は意識しやすい)

+

社会保障費の出し手である負担者としての目線
(忘れがち)

介護給付費（割り振り等）を協議するための場はどうなっているか？

第240回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

令和6年3月18日（月）
10:00～12:00
於 Web会議、東京虎ノ門グローバルスクエアコンファレンス

第240回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

- 資料
- PDF 議事次第 [55KB]
 - PDF 社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿 [93KB]
 - PDF 【資料1-1】(1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業（結果概要）（案） [1.5MB]
 - PDF 【資料1-2】(2) 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業（結果概要）（案） [1.3MB]

- ### 介護給付費分科会委員の構成
- ① サービス利用者（の代表）
 - ② サービス提供者（の代表）
 - ③ 費用負担者（の代表）

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

令和6年12月23日現在

氏名	現職
石田 路子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会副理事長（名古屋学芸大学客員教授）
伊藤 悦郎	健康保険組合連合会常務理事
今井 準幸	民間介護事業推進委員会代表委員
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
及川 ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉士会会長
大石 賢吾	全国知事会（長崎県知事）
荻野 構一	公益社団法人日本薬剤師会副会長
奥塚 正典	大分県国民健康保険団体連合会副理事長（中津市長）
長内 繁樹	全国市長会（豊中市長）
鎌田 松代	公益社団法人認知症の人と家族の会代表理事
小泉 立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
小林 司	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長
清家 武彦	一般社団法人日本経済団体連合会経済政策本部長
田中 志子	一般社団法人日本慢性期医療協会常任理事
※ 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
田母神 裕美	公益社団法人日本看護協会常任理事
鳥潟 美夏子	全国健康保険協会理事
中島 栄	全国町村会行政委員・茨城県美浦村長
野村 圭介	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
堀田 聡子	慶応義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
正立 斉	公益財団法人全国老人クラブ連合会理事・事務局長
※ 松田 晋哉	産業医科大学教授

※は社会保障審議会の委員（敬称略、50音順）

費用負担者とは他でもない国民一人一人

40歳になられた方へ

介護保険制度について

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在では、約690万人の方が要介護（要支援）認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身も加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、ご自身の親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、40歳以上の方に保険料をご負担いただいています。

介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病[※]）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方（第1号被保険者）	40歳から64歳の方（第2号被保険者）
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になると自動的に第1号被保険者に切り替わります)

給与支給明細書
令和2年4月分 ○○株式会社

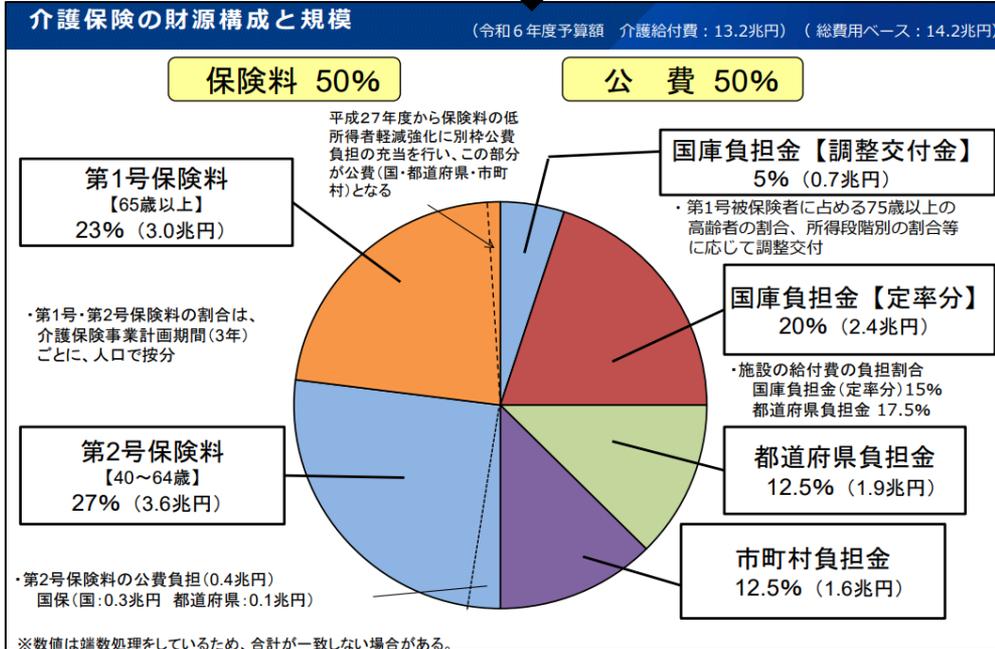
コード	1111				
氏名	山田 太郎				

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有給休暇	特別休暇	代休日数
	22日	0日	0日	0日	0日
	実働時間	普通残業時間	深夜残業時間	休日勤務時間	
	185:00	9:00	0:00	1:00	

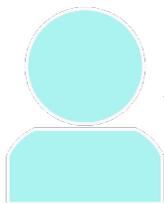
支給	基本給	職能給	残業手当	通勤手当	家族手当	総支給額
	200,000		5,000	15,000		220,000

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険料合計	
	10,967		18,053	1,125	30,145	
	所得税	住民税			税額合計	総控除額
	5,020	7,500		12,520	42,665	

集計	総支給額	総控除額			差引支給額
	220,000	42,665			177,335



私たちは、費用負担者にどう見られるかを意識することが必要！



事業運営している者の心の声

- 取引の当事者で話が成立しているのだから良いやないか・・・
- 民間の取引に行政が口出ししたらアカンのでは・・・
- 消費者も一定満足しているからWinWin・・・

費用負担者（社会保障費を負担している人）の目線になったとき



血税がどんな使い方をされているのか？適切に使われているのか？

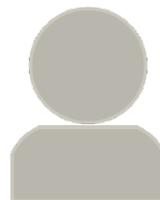


行政は国民からお預かりしたお金を適正に費消する責任を負っている。



先述した厚生労働省老健局高齢者支援課長通知（老高発1108第1号）に

入居紹介に関しては、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行ってはならない、また、上記のような手数料の設定に依拠してはならない。



行政側の心の声

- 基本はBtoBの取引には干渉しない・・・
- しかし、今回のような出来事が起こるようであれば看過できるものではない・・・

社内でご確認いただきたいこと

倫理観に関する確認

- 社会保障費を元手とした手数料設定となっていないか？（自費部分に連動した設定となっているか？）
- 手数料設定は、営業活動にかかる工数・手間賃であると説明できるロジックが成り立っているか？
- 業界での健全な競争を阻害する行為となっていないか？
- 社会保障費の出し手からみて、適切なお金の使われ方と言えるか？
- 法人内で倫理観を醸成する仕組みは維持されているか？
以下の継続的な取り組みが必要
 1. 企業理念等での明確化（全社員が理解しやすい形で周知）
 2. リーダーや管理職による模範
 3. 社員向けの研修
 4. ワークショップ等での倫理的な判断力の養成
 5. 内部通報制度（ホットライン）の整備

今後、行政含めた動きはようになっていくのか？

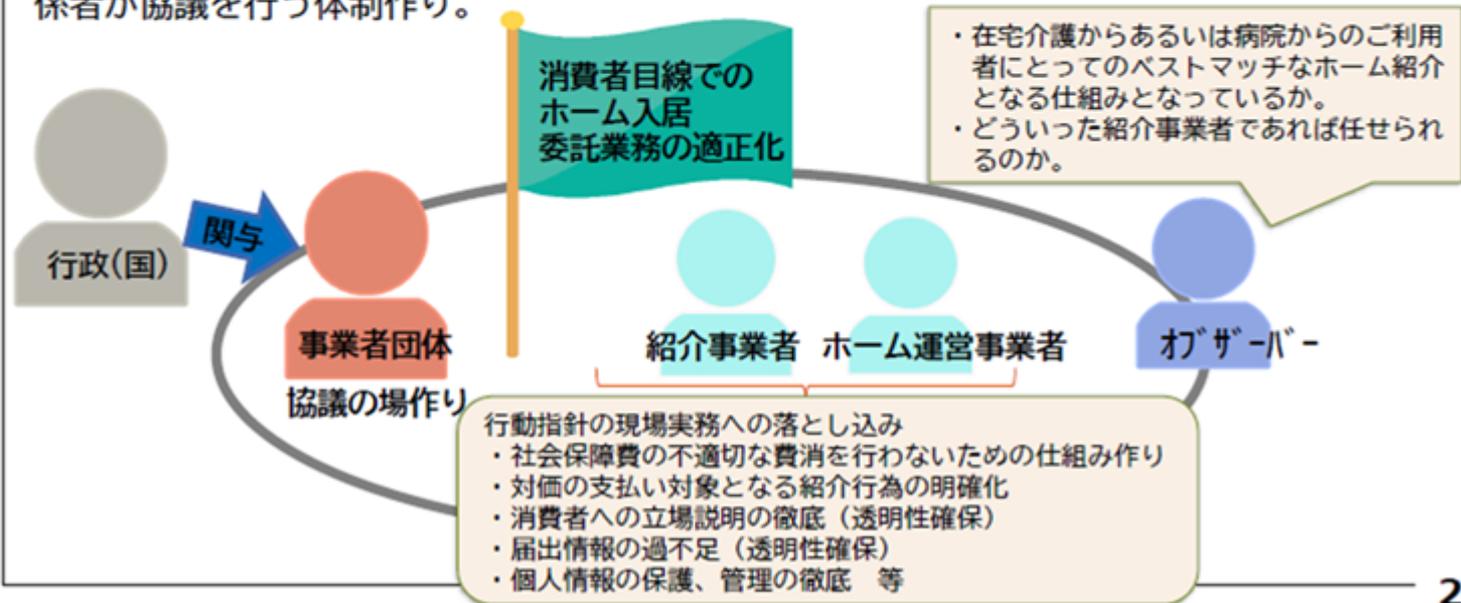
1. 今後のホーム入居の委託業務のあり方と取組み方針

ホーム入居の委託業務のあり方と取組み方針を実施していく場づくりの必要性について、有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第2回、2025年4月28日開催）において提案

(2) 課題と今後の方向性について

- 以下事項について、方向性を出すために協議する体制作り。
 - 在宅介護から、あるいは病院からホーム入居が必要なお客様にとってベストマッチング環境を整えるために何が必要なのか。
 - ホーム運営事業者が入居促進の委託を行うにあたり、今般改定された行動指針(遵守項目)ならびに有料老人ホーム設置運営指導指針(社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を招かない運営)を前提として、どのような実務ルールが必要なのか。
 - 実務ルールを徹底するためには何が必要なのか(法的なルール含めた拘束力)

消費者目線でのホーム入居委託業務の適正化を旗印として国(行政)の関与も得つつ、関係者が協議を行う体制作り。



2. 今後の動き

(1) 現段階で決まっていること

- ・ 昨年12月に行動指針（遵守項目）が改定
- ・ 従前から届出いただいている紹介事業者は、25年10月更新から改定後の遵守項目が適用

(2) 「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」の議論

- ・ 25年7月ごろまで議論が重ねられ、そのあと、社会保障審議会介護保険部会に引き取られる予定。

(3) 紹介事業の運営に行政が正式な形で関与する時期

① あり方検討会での議論（25年4月から7月）

↓
新体制にむけた準備組織の検討

② 介護保険部会での議論（25年7月から26年3月）

↓
新体制にむけた準備組織

③ 関係法改正

↓
新体制にむけた準備

④ 新たな体制（制度）への移行（時期感は未定）

- いま決まっていることは、
 - 関係する厚労省通知が出された。
 - 行動指針（遵守項目）が改定された。
- 今やるべきことは、
 - 改定された行動指針（遵守項目）の振り返りと自社運用の確認。